

## 【 8 . 生涯を通じた女性の健康支援】

### 1 . 現行計画の達成状況・評価

< 目標 >

- 女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。

#### ( 1 ) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

##### 【計画期間中に実施した主な施策】

- 母子保健の主要な取組の方向性を提示するとともに、重点に取り組む目標値を設定する国民運動計画「健やか親子 21」(計画期間 13～22 年)を推進するため、全国大会やシンポジウムの開催、広報啓発活動等を実施。「健やか親子 21」は、計画中間年の平成 17 年度に実施状況を評価し、必要な見直しを実施(厚生労働省)
- エイズ教育(性教育)推進地域の指定、学校における性教育の取組についての調査研究の実施、教員等に対する研修会の実施といった学校における性教育の充実(文部科学省)

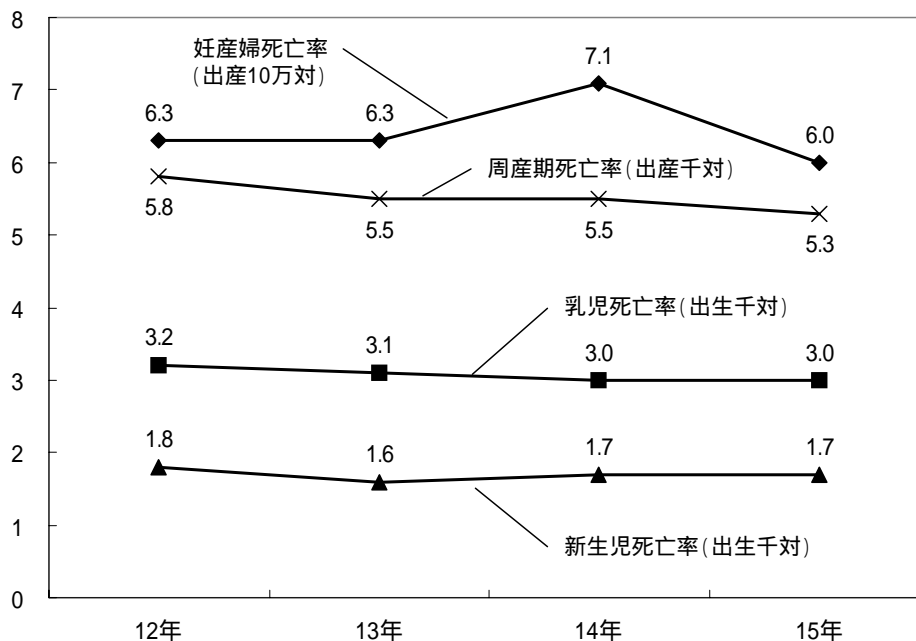
#### ( 2 ) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

##### 【計画期間中に実施した主な施策】

- 保健師等による女性を対象とした健康教室、講演会の開催(厚生労働省)
- 保健医療施設等における女性の健康に関する相談指導の実施、相談員の設置、研修の実施(厚生労働省)
- 専門医が不妊に関する相談等を行う不妊専門相談センター及び高リスクの妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための周産期医療ネットワークの整備(厚生労働省)
- 児童生徒が、健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質、能力の基礎を培い、実践力を育成するため、学校における健康教育及び教員等を対象とした研修会の実施(文部科学省)

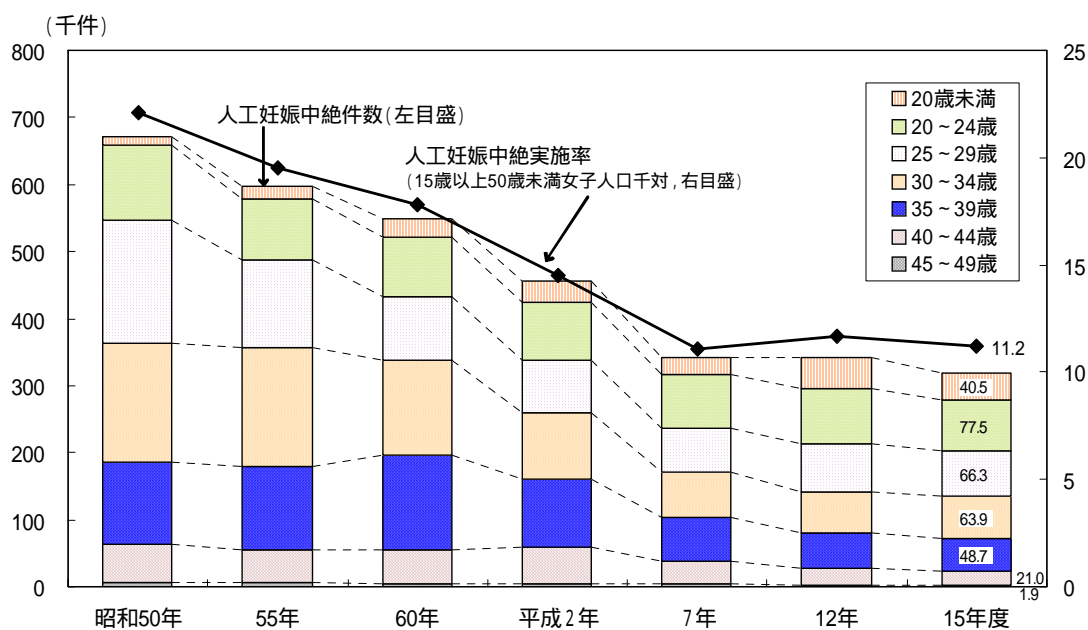
## 【主な政策効果】

### ● 母子関係指標の推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成

### ● 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移



資料出所：平成12年までは厚生労働省「母体保護統計」、15年度は「衛生行政報告例」より内閣府作成

## (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

### 【計画期間中に実施した主な施策】

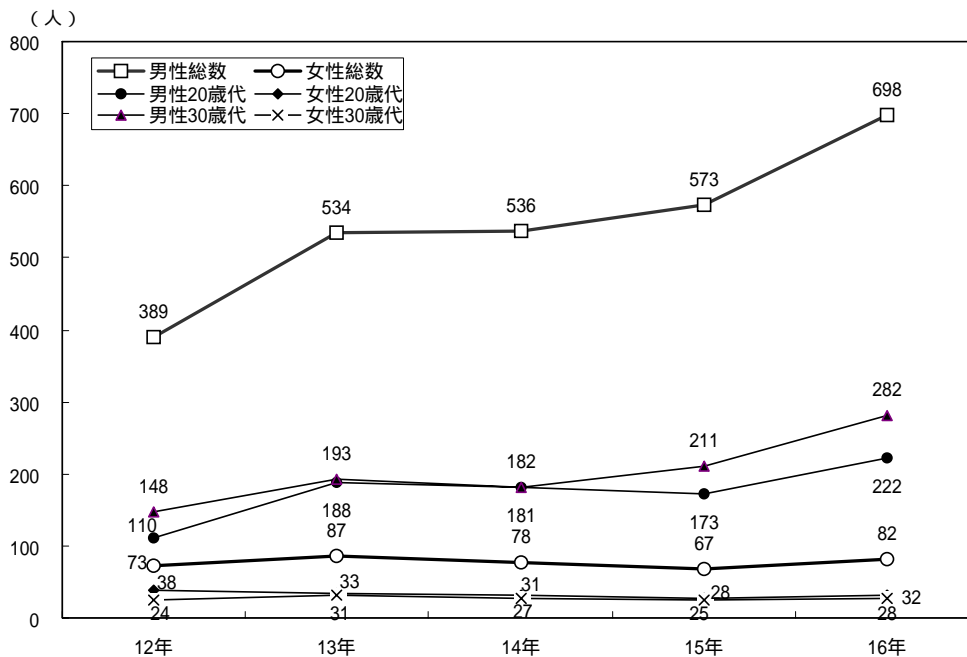
- 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定し、HIV/エイズに関する正しい知識の普及啓発活動、保健所における無料・匿名検査等の

総合的なH I V / エイズ対策を推進（厚生労働省）

- 「性感染症に関する特定感染症予防指針」を策定し、性感染症に関する正しい知識の普及、保健所における検査の国庫補助等の総合的な予防施策を推進（厚生労働省）
- 「薬物乱用防止新五か年戦略」に基づき、取締りの強化、青少年に対する啓発活動の充実、再乱用防止の推進等の各種薬物対策の実施（厚生労働省）
- 学校におけるH I V / エイズ、性感染症、薬物乱用防止に関する教育の推進（文部科学省）

【主な政策効果】

- H I V感染者の性別、年代別推移



注：各年の新規 HIV 感染者報告数  
資料出所：厚生労働省資料より内閣府作成

< 評価と問題点 >

- 「健やか親子 21」の推進、思春期からの保健対策等が図られている。
- 母子保健関係の指標はおおむね横ばいで推移しており、一定の成果が見られる。
- H I V感染者は男女とも若年の感染者が多い。

2 . 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

< 目標 >

8 . 生涯を通じた女性の健康支援

女性も男性も、各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、

相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要がある。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある。

1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議においても、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを求められたところである。このことについては、第4回世界女性会議で我が国を含め採択した行動綱領においても、女性の人権として確認されたところである。

国連特別総会「女性2000年会議」においては、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を我が国を含め採択し、その中で、男女の力関係が平等でないことや、女性の健康を守るニーズに関する男女間のコミュニケーションや理解が欠如していることが障害となって、女性の健康が脅かされていると指摘している。

こうしたことに配慮しつつ、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要である。

## (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

### 【施策の基本的方向】

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策の推進を図る。また、スポーツ活動を通じた健康の保持増進を図る。

### 【具体的な取組】

- 生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校はもちろん、家庭や地域においても積極的に推進する。また、心の悩みは、うつ、摂食障害、自殺等の形で生涯を通じた健康を大きく損なう場合もあることから、健康問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを推進する。
- 思春期、妊娠期・出産期、更年期、高齢期等の女性の生涯を通じた健康保持対策を推進する。
- 女性に特有ながん（子宮がん、乳がん等）等を予防するため、正しい知識について普及啓発を図る。なお、乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図る。
- 生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要であり、医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及

- を図る。
- 地域における日常的なスポーツ活動を推進するとともに、地域のスポーツ指導者について各自治体が養成・活用に努めるよう支援することを通じて、女性のスポーツ活動への参画を奨励し、女性が生涯にわたり健康を保持することを支援する。

## (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

### 【施策の基本的方向】

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援する。また、不妊に悩む男女が多いことから、その対策を推進する。

### 【具体的な取組】

- 若年層の望まない妊娠の増加などが見られる今日、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女ともに正確な知識を持ち、自ら判断して健康管理を行うことができるようにするとともに、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持つことが重要である。そのため、学校において心のつながりも重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していくとともに、家庭や地域においても性と生殖に関する健康の重要性について教えることができるよう家庭教育を含めた社会教育を支援する学習機会を充実する。なお、学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえて行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。さらに、適切な性教育の内容や進め方等については、学校関係者、父母、専門家等、現場の意見を踏まえつつ、国において検討を進め事例集を作成・配布するなどの方法により、各教育委員会に周知を図る。
- 子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む男女が、安心して相談できるようにするとともに、生殖補助医療等に関し正確な情報の提供を行う。また、不妊治療については、職場においても不妊治療について理解が求められるように、啓発を行う。

## (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

### 【施策の基本的方向】

HIV/エイズ及び性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為でありその対策の強化を図る。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等対策を推進する。

### 【具体的な取組】

- 国民がH I V / エイズに関する正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れるよう、積極的な啓発活動を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実、研究開発の推進等、総合的な対策を推進する。
- 性感染症は、特に女性にとって、母子感染や不妊症の原因となるおそれがあるなど、性と生殖の健康を脅かす極めて重大な問題であり、予防から治療までの対策を強力に推進する。
- 薬物については、その乱用防止の徹底を図るとともに、喫煙、飲酒については、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。
- 職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。